

＜任意継続保険加入時 注意事項＞

下記 内容をご確認のうえ、お申込みください。

任意継続保険とは退職者が次に就職するまでの間のつなぎ的な保険制度で、例外的に任意加入が認められている制度です。従って資格喪失事由（脱会）も限定されております。

- 1・就職して他の健康保険等の資格を取得した時
- 2・任意継続資格取得後2年を経過した時
- 3・保険料を納付期限までに納付しなかった時（毎月10日）
- 4・後期高齢者医療制度の被保険者となった時
- 5・死亡した時

＜申請＞

- ・退職日の翌日から20日以内（健保着）に事業所経由にて申請書をご提出ください。
- ・ご自宅あて保険証、その他書類一式を「簡易書留」にてお送りします。退職後の住所（現住所）をご記入ください。
- ・当健保からお問い合わせをすることがあります。確実にご連絡の取れる電話番号（できましたら、ご本人の携帯番号・固定電話の2つを）をご記入ください。
- ・ご記入いただく郵便局の口座は、給付金、返金時に使用するためにご記入いただいております。保険料を郵便局の口座から毎月引落としご希望の方は保険証と一緒に送付する「自動払込み利用申込書」にご記入いただき、最寄りの郵便局で手続きをお願いします。
- ・扶養認定の基準は、在職時と変更ありません。退職後（任意継続中）のご本人の収入と被扶養者の収入を確認させていただくことがあります。

＜保険料＞

- ・任意継続の保険料は退職時の標準報酬月額（給与）によって決定されます。ただし標準報酬月額が41万円を超える場合は41万円の標準報酬月額により決定されます。（この上限41万円は変更となることがあります。）
- ・任意継続保険の場合、保険料の全額が自己負担となります。また、2年間は退職時給与が計算の元となります。前年度の収入により毎年変更される国民健康保険料との比較はされましたか。市町村ごとに計算方法が違いますので市役所等で必ずご確認いただいた上、比較検討後申請願います。被扶養者がいる方はご注意ください。

コマツ健保の任意継続保険の保険料のお問い合わせは直接当健保までお願いします。

以上、保険料、給付内容をご確認ください。

- ・任意継続保険の初回保険料納付期限を過ぎた場合、任意継続のお申込みは「取消」となります。その場合は当健保から電話連絡後書類を送付します。
- ・任意継続保険の保険料を納付した後、「就職」により他の健康保険の資格を取得すると納付済みの保険料はご返金となる場合があります。ただし、任意継続を取得した月については、1か月分の保険料がかかりご返金できません。

- ・任意保険料の保険料額については下記の理由により変更となる場合があります。
《保険料が変更する場合》
 - ① 任意継続加入中に40歳になり、介護保険被保険者に該当した場合(被扶養者含む)
(一般保険料+介護保険料)
 - ② 任意継続加入中に65歳になり、介護保険被保険者に該当しなくなった場合
(40歳以上65歳未満の被扶養者がいるときは変わりません)
 - ③ 健康保険料率または介護保険料率に変更された場合
 - ④ 小松製作所健康保険における被保険者全体の標準報酬月額平均(現在41万円)
が変更となった場合、保険料の上限が変わります。

- ・前納制度(半期・通年)により保険料を納付する場合
保険料の一括納付を希望される場合は保険料の割引率(年4%複利原価法)が適用されます。**前納開始月の前月末の納付期限を過ぎると割引は一切適用されません。**
前納は半期、通年の2種類の方法があります。

【ご注意】

前納された保険料は次の理由以外では返金できませんので特にご注意ください。

- ・就職して他の健康保険等の被保険者となった時
- ・被保険者本人が死亡した時
- ・後期高齢者医療保険制度の被保険者となった時

- ・郵便局口座から毎月引落としにより保険料を納付する場合

【ご注意】

被保険証をお送りした時に同封されております緑色の「自動払込利用申請書」
にご記入のうえ、郵便局にご提出願います。**通知が健保に届くには手続き後1か月かか**
ります

保険証が届いたら**速やかに手続き願います。**

加入月、次月引き落としができませんので期日までに中央労働金庫の健康保険組合の
口座にお振込み願います。入金がない場合は任意継続保険に申し込まれなかったとし
て処理いたします。

***任意継続申し込み後に送られる「簡易書留」には保険証だけでなく、手続き等大切な書類が入っております。満了、脱退されるまで大切に保管してください。**

以 上